

第1章 計画の基本方針

1 計画の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からの発見が困難な家庭内で行われる場合が多いため、潜在化しやすく、また加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、被害が深刻化しやすい特徴があります。

DVの被害者は多くの場合女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げるものとなっています。その背景には、固定的な性別役割分担意識や男女の社会的地位・経済力の格差など、社会の構造的な問題も存在しています。

さらに近年は、配偶者からの暴力だけでなく、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう面前DVなど、子どもへの虐待も併行して発生している場合や、交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）や同性カップル間の暴力、また、被害者が男性、外国人、障害者、高齢者、性的少数者などの場合があること、暴力の形態も、身体的・精神的・経済的・性的なものなど多様な形があり得ることに留意が必要となります。

DVの根絶に向けて、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」※¹（以下「DV防止法」という。）が制定され、被害者の保護等への取り組みが行われてきました。

本県においても、平成14年4月に和歌山県配偶者暴力相談支援センター※²を設置するとともに、平成18年3月には「和歌山県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定し、その後も、基本計画の改定や法改正に対応した被害者支援の実施など、各種施策の推進に取り組んできました。

今回、DV防止法の改正及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の改定を踏まえ、あらためて県基本計画を見直し、県・市町村及び関係機関等が、相互に連携・協力しながら、より一層のDV防止及び被害者に対する支援の充実を図っていきます。

※¹：平成25年7月の法改正により、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

※²：DV防止法に規定する「配偶者暴力相談支援センター」に位置付けられる、被害者支援の中心的役割を果たすところです。

（本県では、女性相談支援センターがその機能を担っています。）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、

- 相談対応や相談機関の紹介
- 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- 保護命令制度の利用についての情報提供 その他の援助等

を行います。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき、基本方針に即して策定する県の基本計画です。
- 本計画は、「和歌山県長期総合計画」や「和歌山県男女共同参画基本計画」、「和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画（仮称）」との整合性を図った計画とします。
- 本計画は、県が市町村など関係機関や民間の支援団体と相互に連携して、施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の見直し

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、DV防止法の改正や基本方針が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合に、本県施策の実施状況等を勘案し、必要に応じて見直すものとします。

DV防止法（抄）

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- ※ 同条第三項から第四項までを省略する。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

※ 同条第二項から第三項までを省略する。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

※ 同条第五項を省略する。

4 計画の推進・進行管理

- 本計画は、県民の理解と協力のもと、県が市町村やその他の行政機関、及び地域において被害者支援に取り組む民間団体等（以下「関係機関等」という。）とともに推進していくものです。
- 庁内外の関係機関で構成する「DV被害者支援ネットワーク会議」において、本計画に係る意見聴取を行います。
また、被害者支援にあたり、関係機関の連携体制の構築を図ります。

5 計画の対象

本計画における「DV」とは、DV防止法で定義されている配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）や配偶者であった者、また生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力のことをいいます。

また、それとは別に、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（デートDV）やストーカー・つきまとい行為など特定の相手や生活の本拠を共にする親族等からの暴力、性暴力に関する施策についても本計画の実施策の一部に盛り込んでいます。

なお「暴力」とは、「身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）」又は「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と、DV防止法で定義されています。

【暴力の形態】

■ 身体的暴力	殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。
■ 精神的暴力	大声でどなる、無視をする、その他心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。
■ 経済的暴力	生活費を渡さない、仕事を制限するといったもの。
■ 性的暴力	性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない、といったもの。
■ 社会的暴力	外出を制限する、交友関係や電話を細かくチェックするといったもの。
■ こどもを利用した暴力	こどもを利用して精神的苦痛を与えるといったもの。